

檜葉町勢振興計画策定業務委託

特記仕様書

檜 葉 町

1. 業務委託名

檜葉町勢振興計画策定業務委託

2. 業務委託期間

令和元・2年度の2箇年とし、業務完成期日を令和3年3月31日とする。

3. 業務の目的

檜葉町は、平成14年3月に策定された「第四次檜葉町勢振興計画」を受ける計画として、平成21～22年度の2箇年をかけ、「第五次檜葉町勢振興計画」（以下、「第五次計画」という。）の策定を進めていた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害のため、第五次計画に基づくまちづくりは断念せざるを得ず、以降、「檜葉町復興計画」を策定し、これを改訂しつつ災害からの復興を目指してきた。

本業務は、この「檜葉町復興計画」の計画期間が10年間（平成23年度～令和2年度）であることを踏まえ、これを引き継いでさらなる復興を目指すとともに、より暮らしやすく特徴あるまちづくりを推進するため、町政運営の指針となる「第六次檜葉町勢振興計画」（以下、「第六次計画」という。）を策定することを目的とする。

4. 業務の範囲及び基本事項

（1）業務の範囲

本業務の範囲は、次の8項目である。

- ①基礎調査の実施
- ②町民意向等の把握
- ③庁内意向等の把握
- ④策定委員会・審議会の運営支援
- ⑤第六次計画（素案）の作成
- ⑥パブリック・コメント募集の実施支援
- ⑦第六次計画の原稿作成
- ⑧打合せ協議

（2）計画の概要

本業務において策定する「第六次計画」の概要は、以下のとおりである。

①計画の構成

第六次計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成する。

②計画の期間

第六次計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

5. 業務の内容

（1）基礎調査の実施

下記①～③のとおり、第六次計画を立案する前提となる檜葉町の現況を把握し、将来予測等も踏まえて課題を抽出する。必要なデータ等は、発注者より提供するものとするが、必要に応じて独自に調査を実施する。

①基礎データの整理

人口、世帯、産業、医療・福祉、生活関連、社会資本などの基礎データを収集・整理する。

②将来数値予測及び課題の抽出

社会経済動向等を踏まえた人口等の将来予測及び課題の抽出を行う。

③上位・関連計画の整理

檜葉町復興計画〈第二次〉、震災前の町勢振興計画の検証や施策の実施状況の評価・とりまとめを行う。

(2) 町民意向等の把握

アンケート調査、ヒアリング調査などを通じて、町の将来像、今後のまちづくりの方向性等に対する町民のニーズ把握を行う。なお、調査は、さまざまな立場の町民を対象とし、成人のほか、高校生・中学生・小学生など子どもの意見も把握するものとする。

(3) 庁内意向等の把握

下記①及び②により、庁内意向を把握・整理する。

①各課ヒアリングの実施

庁内各課における分野ごとのまちづくりの方向性、施策についてヒアリングを実施し、結果を整理する。

②町職員による会議の開催

町職員を構成員として意見交換等を実施する会議について、その企画・運営・とりまとめを実施する。

(4) 策定委員会・審議会の運営支援

第六次計画の内容を検討するために設置する「策定委員会」（仮称）及び町条例に基づき設置する「檜葉町振興対策審議会」（以下、「審議会」という。）について、その企画・資料等作成・運営・とりまとめを支援する。各会議の開催予定回数は、次のとおりである。

①策定委員会：6回程度

②審議会：3回程度

※ 回数は予定回数であり、策定業務の進行上、回数の増減が発生した場合は実態に即した対応を行うものとする。

(5) 第六次計画（素案）の作成

上記（1）～（4）の検討を踏まえ、下記2点について素案を作成する。

①基本構想の素案：まちの将来像、まちづくりの基本目標、施策体系など

②基本計画の素案：基本構想の実現に向けた、基本施策、評価指標など

(6) パブリック・コメント募集の実施支援

基本計画の素案に対して実施するパブリック・コメント募集の実施に際し、その概略を町民

に分かりやすく周知するための広報作成等の支援を行う。

(7) 第六次計画の原稿作成

上記の検討結果を踏まえ、町勢振興計画書の本編及び概要版の原稿を作成する。

(8) 打合せ協議

業務着手時、中間時、納品時等のほか、必要に応じて発注者との打合せ協議を実施する。

6. 成果品

① 第六次計画本編及び概要版

・ A4 版カラー簡易製本 本編 10 部、概要版 20 部

② 各種会議等の配布資料・会議録 一式

③ アンケート調査、ヒアリング調査等の実施結果とりまとめ資料 一式

④ ①～③の電子データ (Word、Excel、PDF 等汎用形式及び印刷原稿用データ) 一式

※ 成果品の複製又は引用等に係る権利は、檜葉町に帰属するものとする。

※ 第六次計画及び概要版の印刷製本は別途発注するため、本業務には含まない。

7. 納入場所

檜葉町 復興推進課 復興推進係

8. その他

本特記仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。